

令和 3 年第 8 回

中札内村議会臨時会会議録

令和 3 年 1 2 月 1 7 日（金曜日）

◎出席議員（7 名）

1 番	木 村 優 子 君	2 番	中 西 千 尋 君
4 番	大和田 彰 子 君	5 番	北 嶋 信 昭 君
6 番	船 田 幸 一 君	7 番	宮 部 修 一 君
8 番	中 井 康 雄 君		

◎欠席議員（1 名）

3 番 黒 田 和 弘 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平 澤 悟 君 書 記 柴田 翔太郎 君

◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3	発議第 2 号	船田幸一議員に対する懲罰動議について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第8回中札内村議会臨時会を開会いたします。

なお、黒田議員から入院のため長期欠席届が提出されております。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番木村議員と2番中西議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎日程第3 発議第2号 船田幸一議員に対する懲罰動議について

○議長（中井康雄君） 日程第3、発議第2号、船田幸一議員に対する懲罰動議についてを議題にいたします。

中西議員と北嶋議員の2名から、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項の規定により、船田幸一議員に対する懲罰動議が提出されました。この動議は、所定の要件を備えておりますので、成立しております。

船田幸一君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（船田幸一議員退場）

○議長（中井康雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

2番中西議員。

（中西千尋議員登壇）

○2番（中西千尋君） それでは、赤ナンバー1番をご覧ください。

発議第2号、船田幸一議員に対する懲罰動議の提案理由についてご説明をいたします。

船田幸一議員は、令和３年１２月１４日の１２月定例会における一般質問において、複数回にわたり、個人名及び私企業名を挙げ、私企業の経営体制等に関して不適切な発言を行いました。

このような発言は、私企業の立場を著しく侮辱し、名誉を著しく損なう内容であり、地方自治法第１３２条の言論の品位及び中札内村議会会議規則第１０２条の品位の尊重に違反するものであります。

以上のことから、今後こうした発言が行われることがないように、船田幸一議員に対して懲罰を科することを求めるため、地方自治法第１３５条第２項及び中札内村議会会議規則第１１０条第１項の規定に基づき懲罰動議を提出するものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

発議第２号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

懲罰の審査は、会議規則第１１１条の規定により委員会に付託しなければならないとされております。

したがって、発議第２号については５人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第２号については５人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第２項の規定により、１番木村議員、２番中西議員、４番大和田議員、５番北嶋議員、７番宮部議員の５人を指名いたします。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました５人を懲罰特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

休憩中に、懲罰特別委員会では委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。休憩中に懲罰特別委員会において委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されましたので報告します。

懲罰特別委員会委員長に宮部修一君。

以上のとおり互選されたことの報告がありました。

なお、休憩中に懲罰特別委員会では委員会を開催し、発議第２号を審査し報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時38分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3の発議第2号、船田幸一議員に対する懲罰動議について、懲罰特別委員会で審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部懲罰特別委員会委員長。

（宮部修一懲罰特別委員会委員長登壇）

○懲罰特別委員会委員長（宮部修一君） 懲罰委員会審査報告書。

令和3年12月17日開会の第8回臨時会において、付託された事件について審査を終了したので、報告いたします。

審査終了した付託事件は、発議第2号、船田幸一議員に対する懲罰動議についてであり、審査は12月17日、全委員の出席を得て審議いたしました。

結果は、「公開の議場における陳謝の懲罰を科す」であります。

なお、陳謝文案は次のとおりであります。

令和3年12月14日の12月定例会における私の一般質問の際、特定の人物や私企業に対する不適切な発言を行ってしまいました。議員の職責に顧みて、誠に申し訳なく思います。

議決結果を深く受け止め、反省し、今後はこのようなことが二度と起きないように、村民の代表者としての自覚を再確認し、地方自治法、会議規則等を遵守することを皆様にお誓い申し上げ、中札内村議会の一員として、誠意を披瀝して喪心より陳謝いたします。

令和3年12月17日、中札内村議会議員 船田幸一。

以上、報告いたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

これから、発議第2号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

発議第2号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

発議第2号、船田幸一議員に対する懲罰動議についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、船田議員に陳謝の懲罰を科すことであります。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中井康雄君） 起立多数です。

したがって、船田幸一議員に陳謝の懲罰を科すことが決定しました。
それでは、船田幸一議員の入場を求めます。

(船田幸一議員入場)

○議長（中井康雄君） ただいまの議決に基づき、これより船田幸一議員に対し、懲罰の宣告をいたします。

船田幸一議員に起立を命じます。

(船田幸一議員起立)

○議長（中井康雄君） 船田幸一議員に陳謝の懲罰を科します。これより、船田幸一議員に陳謝をさせます。船田幸一議員に登壇のうえ、陳謝文の朗読を命じます。

(船田幸一議員登壇)

○6番（船田幸一君） 陳謝。

令和3年12月14日の12月定例会における私の一般質問の際、特定の人物や私企業に対する不適切な発言を行ってしまいました。議員の職責に顧みて、誠に申し訳なく思います。

議決結果を深く受け止め、反省し、今後はこのようなことが二度と起きないよう、村民の代表者としての自覚を再確認し、地方自治法、会議規則等を遵守することを皆様にお誓い申し上げ、中札内村議会の一員として、誠意を披瀝して喪心より陳謝いたします。

令和3年12月17日、中札内村議会議員 船田幸一。

○議長（中井康雄君） それでは、船田議員、よろしくお願いいたします。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第8回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時46分